

京都市職員の 再就職等に 関する規制

令和6年3月

行財政局人事部人事課

□ □ □ 目次 □ □ □

◆ 京都市職員の再就職等に関する規制の概要.....	2
◆ 改正地方公務員法及び京都市職員の退職管理に関する条例の概要.....	3
1 再就職者による働きかけの規制.....	3
2 再就職情報の届出及び罰則.....	7
3 再就職状況の公表.....	8
◆ 各種届出	
1 働きかけを受けた場合の届出.....	9
2 再就職の依頼等の承認の届出.....	10
3 課長級以上の職員が再就職した場合の届出.....	12
(参考)	
・ 「局長級・部長級・課長級」に当たる職.....	13
・ 管理又は監督の地位にある職員の職	19
・ 改正地方公務員法.....	20
・ 京都市職員の退職管理に関する条例.....	25
・ 京都市職員の退職管理に関する条例第4条第2項の規定による公表に関する規則.....	27

京都市職員の再就職等に関する 規制の概要

<経過>

- 国において、予算や権限を背景とした押しつけ的な再就職のあっせん等、いわゆる「天下り問題」に対する国民からの厳しい批判を受け、平成19年に、国家公務員法の改正が行われました。
- 平成26年に地方公務員法（以下「法」という。）が改正され、再就職者による現職職員への働きかけ規制や罰則の導入等により、退職管理の適正を確保し、ひいては、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を確保するため、所要の措置を講ずることとされました。
- これまでから、本市においては、職員の再就職における透明性の向上等に資することを目的に「京都市退職職員の再就職に関する取扱要綱」を定め、運用してきました。この度、法の改正に伴い、これまでの取組を条例化するとともに、その他、退職管理に必要な措置を講じるため、「京都市職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）」を制定することとしました。

<概要>

法及び条例により、以下の規定が設けられます（詳しくは次ページ以降）。

① 再就職者による働きかけの規制

⇒ 営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけを禁止します。

② 再就職情報の届出及び罰則

⇒ 再就職した元職員に、再就職情報を届出させます。違反した場合は、罰則を科します。

③ 再就職状況の公表

⇒ ②で届け出た内容を公表します。

1 再就職者による働きかけの規制

(法第38条の2, 条例第2条)

- 退職して営利企業等(※1)に再就職した元職員(※2)が、離職前5年間に在職していた組織の職員(※3)に対して、再就職先に関する契約等事務(※4)について、離職後2年間、働きかけ(※5)を行うことが禁止されます。
- 在職していた職階や職務内容により、規制される働きかけの範囲は異なります(次ページ参照)。
- これらに違反する働きかけを受けた職員は、遅滞なく人事委員会に届け出なければなりません(5ページ参照)。
- 規制に違反した元職員や届出義務に違反した職員は、刑罰や懲戒処分の対象となります。(6ページ参照)。

(イメージ)



営利企業等に再就職した元職員

(働きかけの例)

- ・再就職先企業との契約を有利にするよう要求, 依頼
- ・公になっていない情報を提供するよう要求, 依頼
- ・再就職先企業の処分を甘くするよう要求, 依頼
- ・再就職先企業の許認可を認めるよう要求, 依頼



職員

<用語解説>

- ※1…営利企業及び非営利法人(国, 国際機関, 地方公共団体, 特定独立行政法人, 特定地方独立行政法人を除く。)のこと。
- ※2…本市を退職した職員(再任用職員を含む。)のこと。ただし, 臨時的任用職員, 条件付採用期間中の職員, 非常勤職員であった者を除く。
- ※3…本市の執行機関の組織(市長部局, 消防局, 交通局, 上下水道局, 教育委員会事務局, 各行政委員会), 市会の事務局, 特定地方独立行政法人の職員又は特定地方独立行政法人の役員のこと。
- ※4…①再就職先である営利企業等又はその子法人と本市との間で締結される売買, 賃借, 請負その他の契約②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のこと。
- ※5…職務上の行為をする, 又はしないように, 要求又は依頼すること。契約等事務に関して, 作為又は不作為を求める行為だけでなく, 公開されていない事項に関する質問(情報提供の要求)も, 対象となる。

<働きかけ規制の範囲>

規制される主体	規制される働きかけの対象となる職務	規制期間
全ての退職者	離職前5年間の職務に属する契約又は処分	離職後2年間
課長級以上退職者	上記に加え、離職前5年間より前に <u>局長級、部長級及び課長級</u> （13ページ参照）に就いていた時の職務に属する契約又は処分	離職後2年間
	再就職先の営利企業又はその子法人に対する、自らが決定した契約又は処分	期間の定めなし

※ 「課長級以上退職者」には、課長級以上の職務を経験した後、降任し、課長補佐級以下で退職した者を含みます。

注：以下の場合、働きかけに該当しません（人事委員会規則より）。

- 本市が指定、登録、委託等を行った者が行う当該指定等に係る試験、検査、検定等を遂行するために必要な場合
- 本市が設立した地方独立行政法人等の業務を行うために必要な場合
- 法令、地方公共団体等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行、法令違反の是正のためにすべき処分を行政庁に求める場合
- 法令に基づく申請・届出を行う場合
- 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合
- 法令又は慣行により公開され又は公開が予定されている情報の提供を求める場合
- 電気、ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約など、職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合において、任命権者の承認を受けた場合（承認を受けるための申請書様式は10ページ）

＜働きかけを受けた職員による届出＞

職員が、営利企業等に再就職した元職員から、働きかけを受けた場合には、遅滞なく人事委員会に以下の項目を届け出なければなりません（届出の様式は9ページ）。

人事委員会においては、後述する任命権者の調査が公正に行われるよう、監視が行われることになります。

①届出者の氏名及び生年月日	⑤再就職者の勤務する営利企業等の名称
②届出者の所属及び職名	⑥営利企業等における再就職者の地位（役職等）
③働きかけを行った元職員（再就職者）の氏名	⑦離職時の所属及び職名
④働きかけが行われた日時	⑧働きかけの内容

＜Q & A＞

Q. 元職員から働きかけを受けたが、元職員がどの所属に在籍していたか分かりません。こういった場合も届出は必要ですか？

A. 把握している情報を記入のうえ、人事委員会まで届出をお願いします。事実確認のうえ、働きかけ違反の疑いがある場合には任命権者による調査を行います。

なお、届出を行う必要があるかどうか迷った場合など、不明な点があるときは、任命権者の監察担当又は人事委員会事務局に相談してください。

Q. 「京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例」では、要望等を受けた場合、その内容を書面に記して実施機関等に提出することになっていますが、元職員から要望等に当たる働きかけがあった場合、実施機関等への届出に加えて人事委員会への届出も必要ですか。

A. 条例に基づく実施機関等への届出及び法に基づく人事委員会への届出の両方が必要となります。

同条例は、職員の公正な職務の執行を確保することを目的に、職員が要望等を受けた場合には、書面に記録して速やかに実施機関等に提出し、また、不正な要望に対しては、組織として毅然と対応し、必要な措置を講じることとしています。

一方、法上の働きかけは、その行為があったことをもって違反行為となるものであり、また、人事委員会への届出は、働きかけ規制違反行為の有無を調査するための端緒とすることを目的としています。

したがって、両者の届出をお願いします。

＜働きかけ規制違反の調査及び制裁措置＞

働きかけ規制違反の疑いがある場合には、任命権者が調査を行います。調査の結果、違反行為があったと認められた場合には、懲戒処分や刑罰等の対象となります。

再就職した元職員による違反行為の内容	罰則等
職員に対して、働きかけを行った場合	10万円以下の過料
職員に対して、不正な行為をするよう働きかけを行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

職員による違反行為の内容	罰則等
元職員から働きかけを受けたにもかかわらず、届出を怠った場合	懲戒処分
元職員からの働きかけに応じて、不正な行為をし、又は相当の行為をしなかった場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
職務上不正な行為を行う見返りとして、自身や他職員を当該営利企業等の地位に就くよう求めた場合	3年以下の懲役

＜規制違反情報に関する通報＞

下記の任命権者ごとの窓口において、規制違反に関する通報を受け付けます。詳しくは、京都市イントラネットホームページ（行財政局コンプライアンス推進室）を御覧ください。

○市長部局	行財政局コンプライアンス推進室（222-4080）
○消防局	総務部人事課（212-6652）
○交通局	企画総務部職員課（863-5073）
○上下水道局	総務部職員課（672-7750）
○教育委員会事務局	総務部総務課（事務局職員）（222-3940） 総務部教職員人事課（教職員）（222-3781）

2 再就職情報の届出及び罰則

(法第38条の6第2項, 法第65条, 条例第3条, 条例第5条)

- 管理又は監督の地位にある職員が、離職後2年間に営利企業等に再就職した場合には、離職時の任命権者に、以下の項目を届けなければなりません（届出の様式は12ページ）。

①氏名	⑤再就職の日
②生年月日	⑥再就職先の名称及び業務内容
③離職時の職	⑦再就職先における地位
④離職した日	

- 変更があった場合にも、速やかに届け出る必要があります。
- 届出を怠ったり、虚偽の届出を行ったりした場合は、10万円以下の過料に処せられます。

<Q&A>

Q. 「管理又は監督の地位にある職員」とは誰のことですか？

A. 主に、課長級以上の職員が対象となります。具体的には、19ページ（（参考）管理又は監督の地位にある職員の職）を御参照ください。

Q. どんな時に届出が必要ですか？

A. 営利企業の地位に就いた場合や、有給で、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合には、届出が必要です。

ただし、以下の場合には、届出を行う必要はありません。

- ・ 退職手当通算法人である本市が設立した地方独立行政法人等の地位に就いた場合
- ・ 本市に任用された場合（再任用職員、臨時的任用職員、非常勤嘱託員等の特別職職員）
- ・ 日雇いの場合（任期を1日とし、これが日々更新されることにより雇用される者の場合）
- ・ 任命権者等の要請に応じて、地方公務員又は国家公務員となるために退職し、引き続き地方公務員又は国家公務員になった場合
- ・ 営利企業以外の事業の団体の地位に就いた場合等で、1年間の報酬額が、一定額（※）以下の場合

※ 所得税法第28条第3項第1号括弧書きに規定する給与所得控除額（65万円）に相当する金額と同法第86条第2項に規定する基礎控除の額（38万円）に相当する金額の合計額（103万円）

Q. 再就職しました。どうやって届け出るのですか？

A. 再就職後速やかに（原則として1箇月以内）、郵送により、12ページの「再就職届出書」を、各所属の庶務担当者へ送付してください。

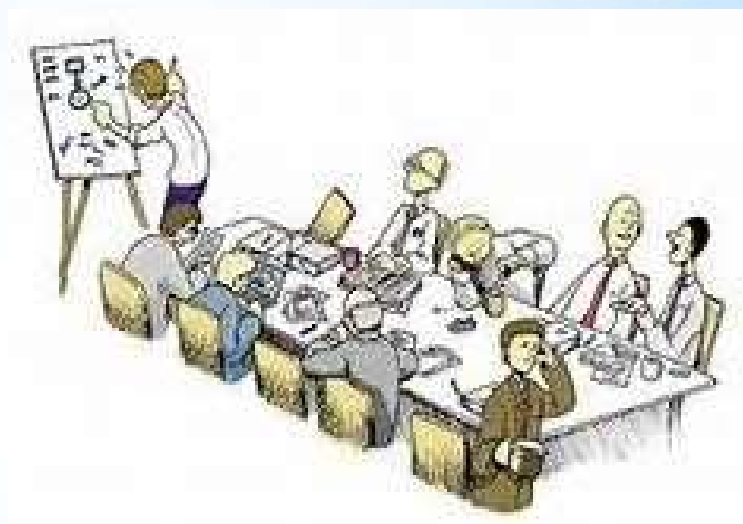
3 再就職状況の公表

(法第38条の6第1項, 条例第4条)

- 前ページに記載の届出のあった再就職の状況は, 1年に1回, 市長が公表します。
- 公表は, 前年の10月からその年の9月までに届出のあった以下の項目について, その年の10月までに行います。

①氏名	⑤再就職先の名称
②離職時の職位	⑥再就職先の業務内容
③離職日	⑦再就職先における地位
④再就職日	

- 公表の方法は, ホームページ(京都市情報館)への掲載によることとします。



別記様式（第 13 条関係）

京都市再就職者依頼等届出書

(宛先) 京都市人事委員会	年 月 日
届出者の所属及び職名	届出者の氏名及び生年月日 電話 ー 年 月 日生

地方公務員法第 38 条の 2 第 7 項の規定により届け出ます。		
要求 又は 依頼 をし た再 就職 者	氏名（振り仮名付き）	()
	要求又は依頼が行われた日時	年 月 日 時 分
	勤務する営利企業等の名称	
	営利企業等における再就職者の地位（役職等）	
	離職時の所属及び職名	
要求又は依頼の内容		

再就職者による依頼等の承認申請書

平成 年 月 日

(任 命 権 者) 様

地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定に基づき、以下のとおり承認を申請します。
この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏名 ㊤	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日生 (歳)
勤務先 (営利企業等) の名称	勤務先における地位 (役職等)
連絡先 TEL (— —)	FAX (— —)
勤務先 (営利企業等) の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	平成 年 月 日	離職時の職	
離職前5年間※の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
		平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	

※ 申請者が課長級以上の職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	☐ 該当する	☐ 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	☐ 該当する	☐ 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）		（ ）
所属	職	
職務内容		

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気，ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務
☐ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

再就職先届出書

(任命権者) 様

京都市職員の退職管理に関する条例第3条の規定に基づき、以下のとおり、再就職先を届け出ます。

なお、再就職後は、地方公務員法及び京都市職員の退職管理に関する条例の趣旨を遵守し、元京都市職員としての自覚と良心を持って行動します。

年 月 日

氏 名： _____ ㊞

生 年 月 日： _____ 年 月 日

離職時職名： _____

離職した日： _____ 年 月 日

再就職の日： _____ 年 月 日

再就職先名称： _____

再就職先の業務内容： _____

再就職先の地位： _____

<参考資料>

局長級に当たる職（令和６年３月現在）

任 命 権 者	職
市長	局長、担当局長、理事、区長、担当区長その他京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第１の１行政職給料表及び別表第１の６土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が７級のものが就いている職並びに医務監
消防長	局長、次長その他給与条例別表第１の１行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が７級のものが就いている職
交通局長	次長、理事その他京都市交通局職員給与規程（以下「交通局給与規程」という。）別表第１の１企業職給料表第１及び別表第１の２企業職給料表第２の適用を受ける職員で職務の級が７級のものが就いている職
上下水道局長	次長、技術長その他京都市上下水道局職員給与規程（以下「上下水道局給与規程」という。）別表第１上下水道局企業職給料表の適用を受ける職員で職務の級が７級のものが就いている職

市会議長、選挙管理委員会、人事委員会及び代表監査委員	事務局長
教育委員会	教育次長、理事その他給与条例別表第1の1行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が7級のものが就いている職

部長級に当たる職（令和６年３月現在）

任 命 権 者	職
市長	部長、室長、担当部長、副区長、担当副区長その他給与条例別表第１の１行政職給料表、別表第１の４看護職給料表、別表第１の５薬剤職獣医職給料表及び別表第１の６土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が６級のものが就いている職、桃陽病院長、地域リハビリテーション推進センター所長、こころの健康増進センター所長並びに児童福祉センター発達相談所長
消防局長	部長、室長、校長、担当部長その他給与条例別表第１の１行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が６級のものが就いている職
交通局長	部長、室長、担当部長その他交通局給与規程別表第１の１企業職給料表第１及び別表第１の２企業職給料表第２の適用を受ける職員で職務の級が６級のものが就いている職
上下水道局長	部長、室長、担当部長その他上下水道局給与規程別表第１上下水道局企業職給料表の適用を受ける職員で職務の級が６級のものが就いている職

市会議長、人事委員会及び代表監査委員	次長
選挙管理委員会	次長及び参事
教育委員会	1 部長、担当部長その他給与条例別表第1の1行政職給料表及び別表第1の6土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が6級のものが就いている職 2 京都市教職員の給与、勤務条件等に関する条例（以下「教職員給与条例」という。）別表第2高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が4級のものが就いている職のうち部長の職に相当する職

課長級に当たる職（令和６年３月現在）

任 命 権 者	職
市長	課長、担当課長その他給与条例別表第１の１行政職給料表、別表第１の４看護職給料表、別表第１の５薬剤職獣医職給料表及び別表第１の６土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が５級のものが就いている職
消防長	課長、担当課長その他給与条例別表第１の１行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が５級のものが就いている職
交通局長	課長、担当課長その他交通局給与規程別表第１の１企業職給料表第１及び別表第１の２企業職給料表第２の適用を受ける職員で職務の級が５級のものが就いている職
上下水道局長	課長、担当課長その他上下水道局給与規程別表第１上下水道局企業職給料表の適用を受ける職員で職務の級が５級のものが就いている職
市会議長、人事委員会及び代表監査委員	課長及び担当課長
選挙管理委員会	課長及び担当課長
農業委員会	事務局長
教育委員会	１ 課長、担当課長その他給与条例別

	表第 1 の 1 行政職給料表及び別表 第 1 の 6 土木技術職建築技術職電 気技術職機械技術職給料表の適用 を受ける職員で職務の級が 5 級の ものが就いている職 2 教職員給与条例別表第 1 幼稚園 教育職員小学校教育職員中学校教 育職員義務教育学校教育職員給料 表の適用を受ける職員で職務の級 が 3 級以上のものが就いている職 (教頭に相当するものを除く。) 3 教職員給与条例別表第 2 高等学校 教育職員特別支援学校教育職員給 料表の適用を受ける職員で職務の 級が 4 級のものが就いている職(部 長の職に相当するものを除く。)
--	--

管理又は監督の地位にある職員の職

- (1) 給与条例別表第1の1行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級以上のもの
- (2) 給与条例別表第1の2医療職給料表の適用を受ける職員で職務の級が3級以上のもののうち任命権者が定めるもの
- (3) 給与条例別表第1の4看護職給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級以上のもの
- (4) 給与条例別表第1の5薬剤職獣医職給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級以上のもの
- (5) 給与条例別表第1の6土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級以上のもの
- (6) 交通局給与規程別表第1の1企業職給料表第1の適用を受ける職員で職務の級が5級以上のもの
- (7) 交通局給与規程別表第1の2企業職給料表第2の適用を受ける職員で職務の級が5級以上のもの
- (8) 上下水道局給与規程別表第1上下水道局企業職給料表の適用を受ける職員で職務の級が5級以上のもの
- (9) 教職員条例別表第1幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員義務教育学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が3級以上のもの並びに幼稚園の教頭及び主任指導主事（幼稚園の教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る。）
- (10) 教職員条例別表第2高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表の適用を受ける職員で職務の級が3級以上のもの
- (11) 高等学校及び特別支援学校の事務長

改正地方公務員法（抄）

（再就職者による依頼等の規制）

第38条の2 職員（臨時的に任用された職員，条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節，第60条及び第63条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国，国際機関，地方公共団体，独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は，離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第38条の7において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合にあつては，これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては，地方公共団体の規則。以下この条（第7項を除く。），第38条の7，第60条及び第64条において同じ。）で定めるものに対し，当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買，貸借，請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前5年間の職務に属するものに関し，離職後2年間，職務上の行為をするように，又はしないように要求し，又は依頼してはならない。

2 前項の「退職手当通算法人」とは，地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において，職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ，引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に，職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており，かつ，当該地方公共団体の条例において，当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。）をいう。

3 第1項の「退職手当通算予定職員」とは，任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ，引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員

又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

- 4 第1項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 5 第1項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第2条第2号に規定する処分であつて自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 6 第1項及び前2項の規定（第8項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）は、次に掲げる場合には適用しない。
 - 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合
 - 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合
 - 三 行政手続法第2条第3号に規定する申請又は同条第7号に規定する届出を行う場合
 - 四 地方自治法第234条第1項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第1項、第4項又は第5項の規定（次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたとき（地方独立行政法人法第50条の2において準用する第1項、第4項又は第5項の規定（同条において準用する次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第38条の3 任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定（同条第8項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第38条の4 任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

3 任命権者は、第1項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(任命権者に対する調査の要求等)

第38条の5 人事委員会又は公平委員会は、第38条の2第7項の届出、第38条の3の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

(地方公共団体の講ずる措置)

第38条の6 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、第38条の2の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後2年を超えない範囲内において条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治40年法律第45号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（当該職務上不正な行為が、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該役職員若しくは役職員であつた者を当該地位に就かせることを要求し、若しくは依頼する行為、又は営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為である場合における当該職務上不正な行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要

求し，又は約束した職員

二 職務に関し，他の役職員に職務上不正な行為をするように，又は相当の行為をしないように要求し，依頼し，若しくは唆すこと，又は要求し，依頼し，若しくは唆したことに関し，営利企業等に対し，離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと，又は他の役職員をその離職後に，若しくは役職員であつた者を，当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し，又は約束した職員

三 前号（地方独立行政法人法第50条の2において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように，又は相当の行為をしないように要求し，依頼し，又は唆した行為の相手方であつて，同号（同条において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたこと的情を知つて職務上不正な行為をし，又は相当の行為をしなかつた職員

第64条 第38条の2第1項，第4項又は第5項の規定（同条第8項の規定に基づく条例が定められているときは，当該条例の規定を含む。）に違反して，役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し，契約等事務に関し，職務上の行為をするように，又はしないように要求し，又は依頼した者（不正な行為をするように，又は相当の行為をしないように要求し，又は依頼した者を除く。）は，10万円以下の過料に処する。

第65条 第38条の6第2項の条例には，これに違反した者に対し，10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

京都市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第38条の2第8項、第38条の6及び第65条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていた時の職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体（本市を除く。）の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職の日における任命権者に、人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(報告及び公表)

第4条 任命権者は、前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、別に定める事項を公表しなければならない。

(罰則)

第5条 第3条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の過料に処する。

(委任)

第6条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

京都市職員の退職管理に関する条例第４条第２項の規定による公表に関する規則

- １ 京都市職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）第４条第２項の規定による公表は、毎年１０月末日までに、前年の１０月１日からその年の９月末日までの間に行われた同条第１項の規定による報告について行うものとする。
- ２ 条例第４条第２項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (１) 氏名
 - (２) 離職時の職
 - (３) 離職日
 - (４) 再就職日
 - (５) 再就職先の名称
 - (６) 再就職先の業務内容
 - (７) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。